第２章　地域福祉を取り巻く状況

１　社会的な状況

(1)　人口の動向

全国的な人口減少の中にあって、本市の人口は増加傾向が続いていましたが平成24年からは減少に転じつつあります。（平成30年３月末日の人口　92,584人）

人口とともに世帯人数も減少しており、平成30年３月末日には１世帯の平均人数が2.47人となり、核家族や単身世帯がますます進行しています。

世代別人口の推移をみると、平成12年の国勢調査で65歳以上の世代が14歳以下の世代を上回って以来、65歳以上の世代が増加を続け、少子化・高齢化がさらに顕著になっています。（平成30年３月末日の14歳以下の年少人口　12,179人、65歳以上の人口　24,844人、高齢化率　26.8%）

平成27年実施の国勢調査に基づく今後の推計によると、今後30年間で高齢者の数は増加を続ける一方で、担い手となる世代のさらなる減少が予測されています。

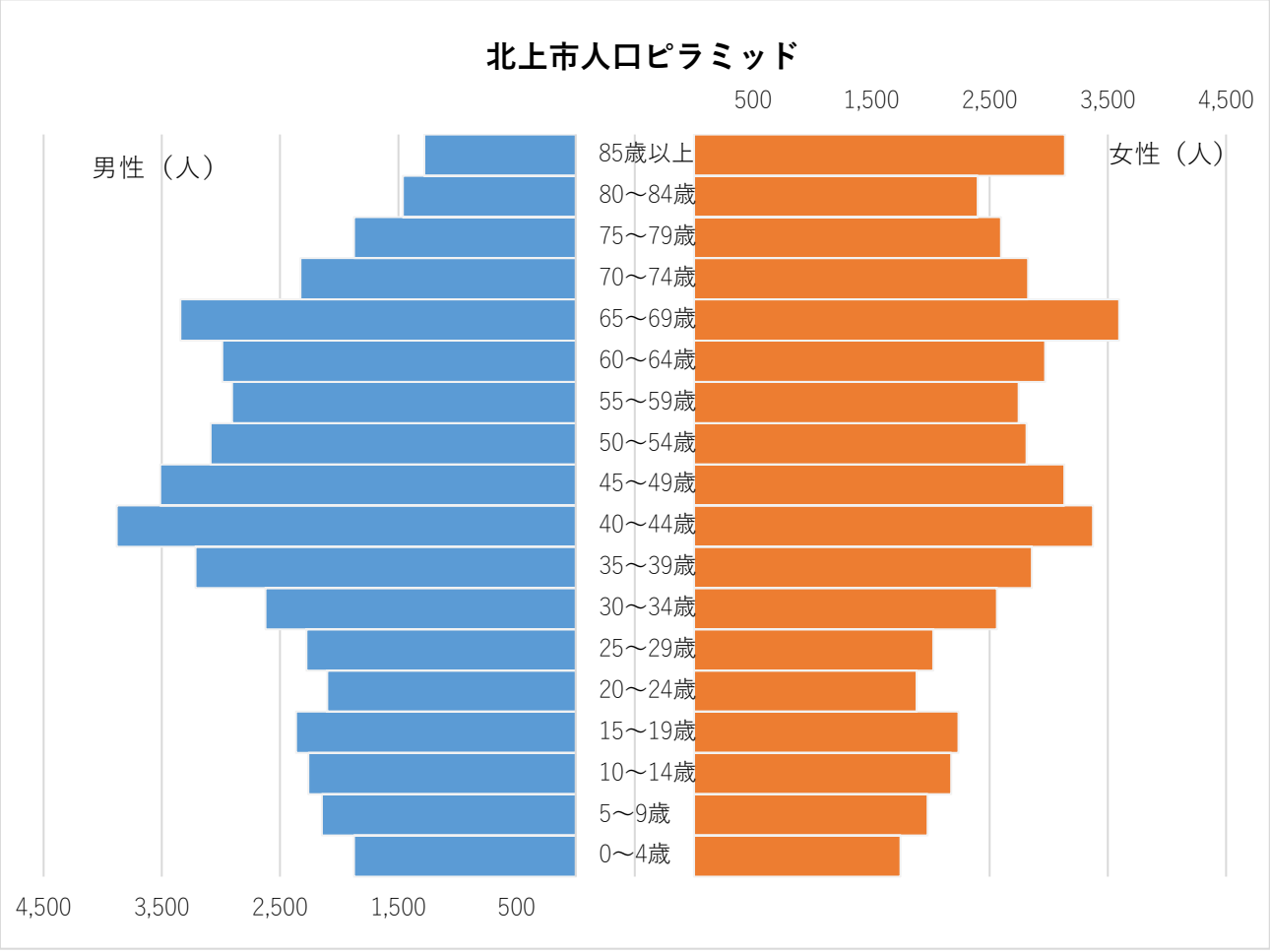

（市民課調べ：平成30年3月末日）

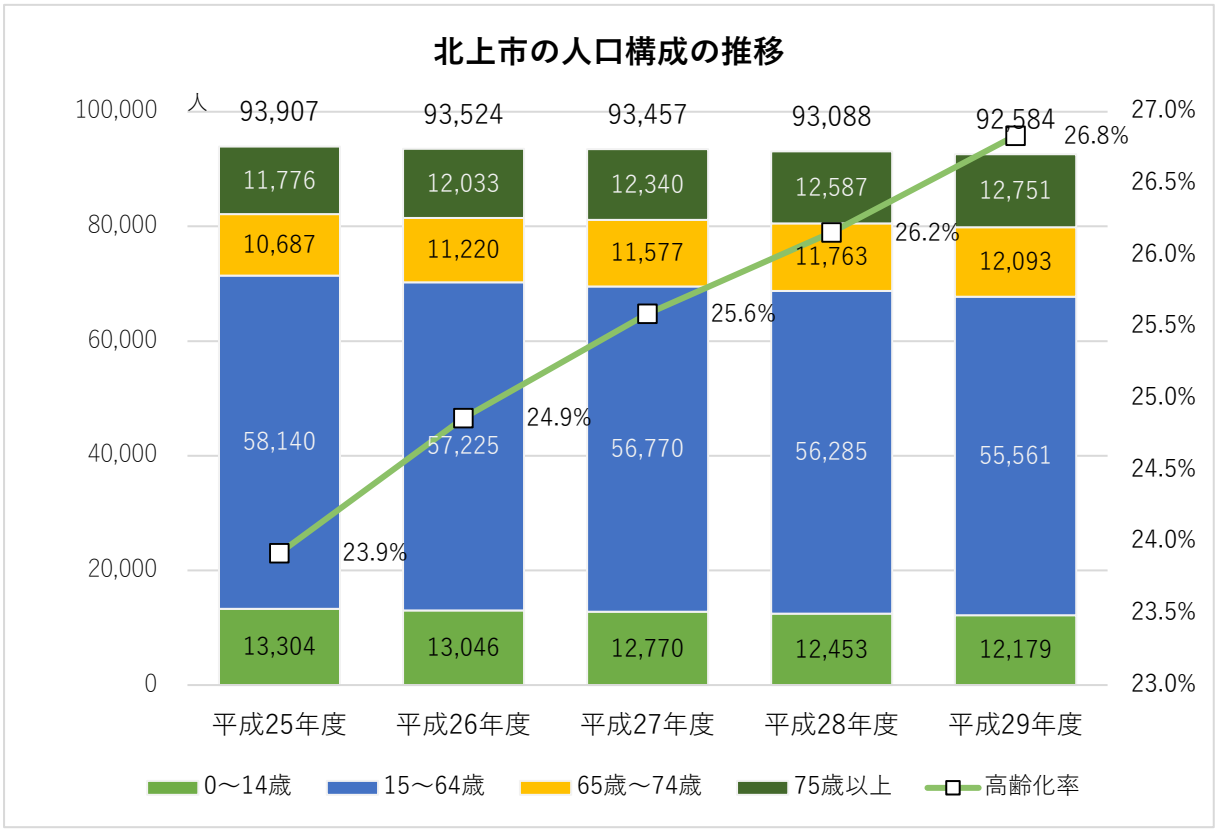

（市民課調べ）

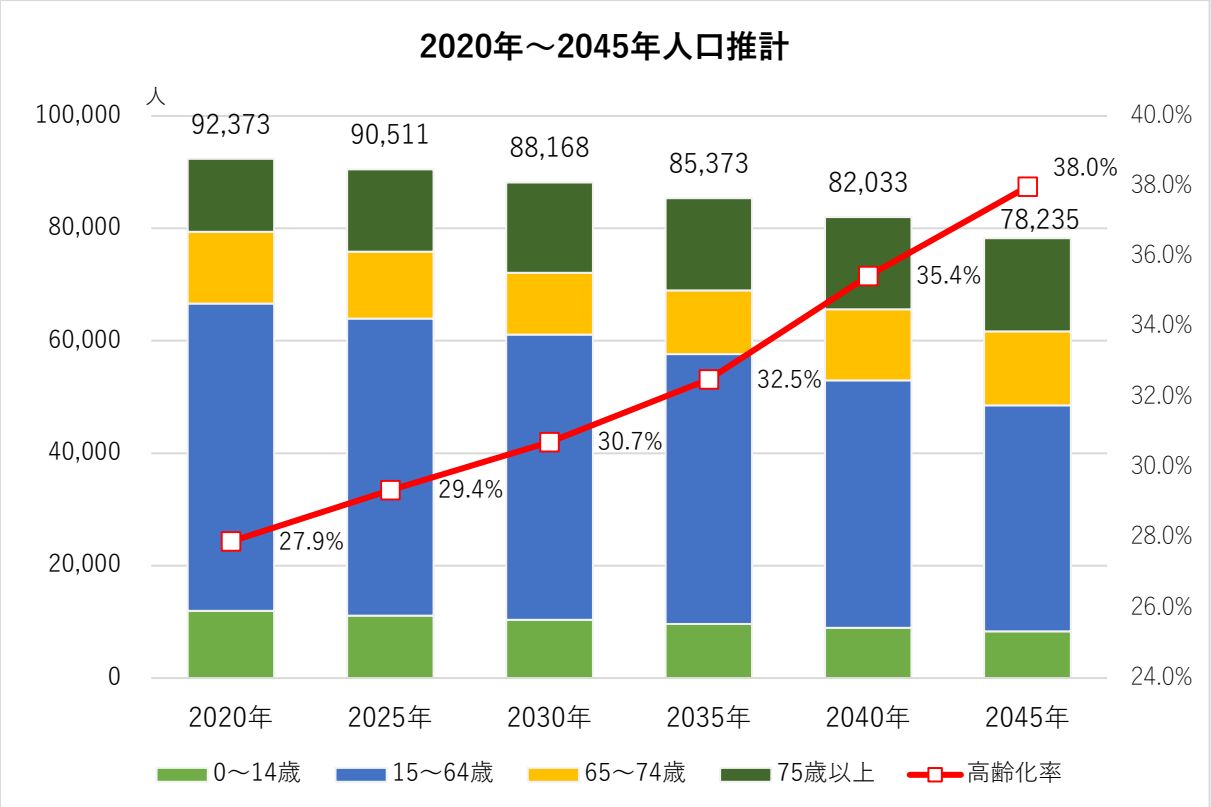

（国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口（平成30年推計））

(2)　高齢者の状況

65歳以上の世代の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者も年を追うごとに大幅に増加しています。（平成29年９月末日のひとり暮らし高齢者人口　4,690人）

また、介護については平成30年３月末日現在で、介護保険の要支援・要介護認定者は、4,513人となっており、年々増加傾向にあります。社会的支援を部分的に要する要支援から最重度の介護を要する介護度５までに区分される介護度別では、要支援１の伸び率が最も高くなっています。

高齢者虐待については、平成29年度には16件の相談・通報を受けています。

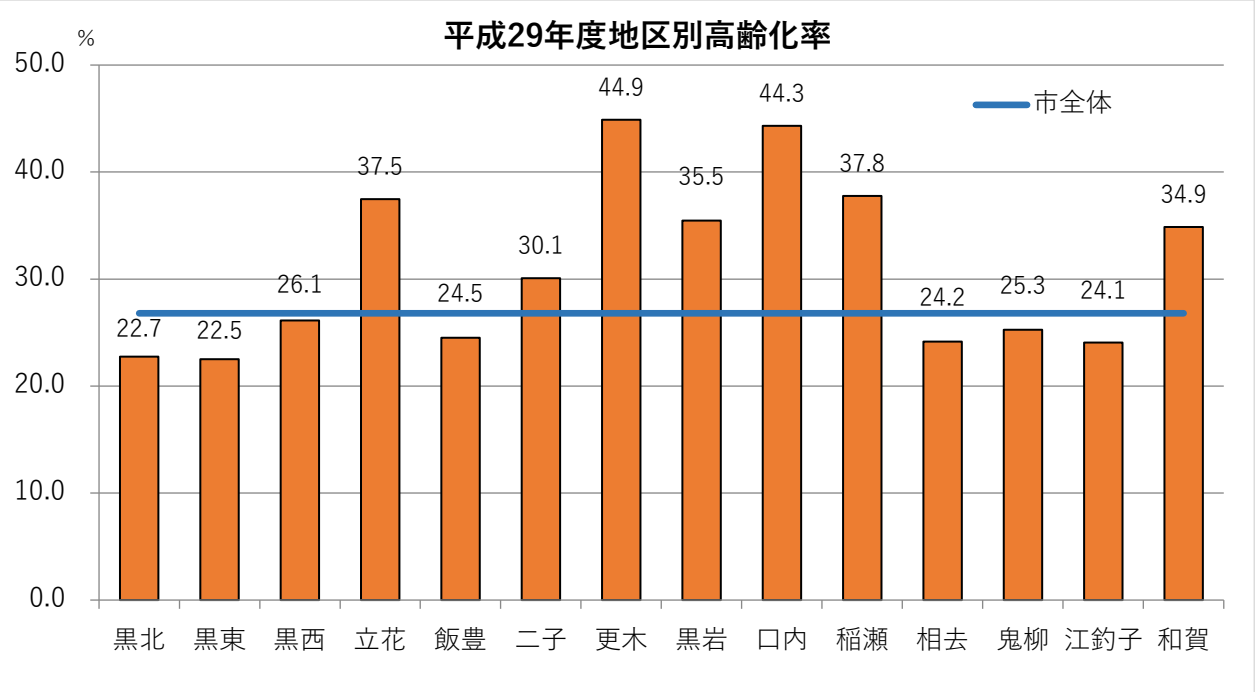

（北上市社会福祉協議会調べ）

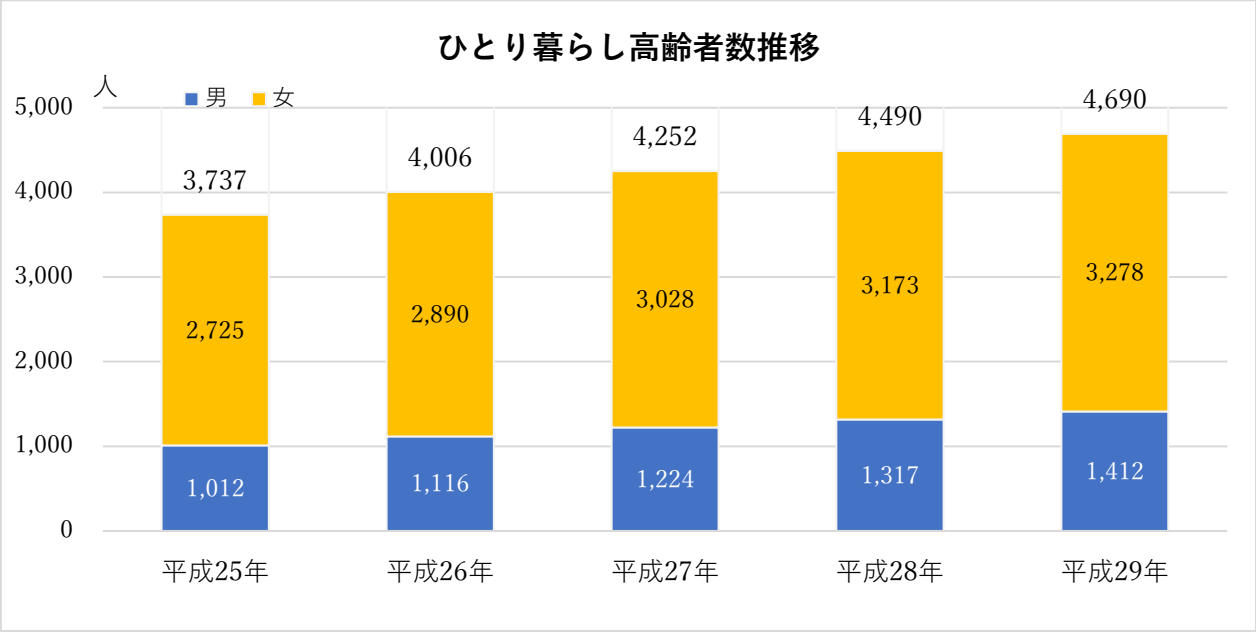

（長寿介護課調べ）

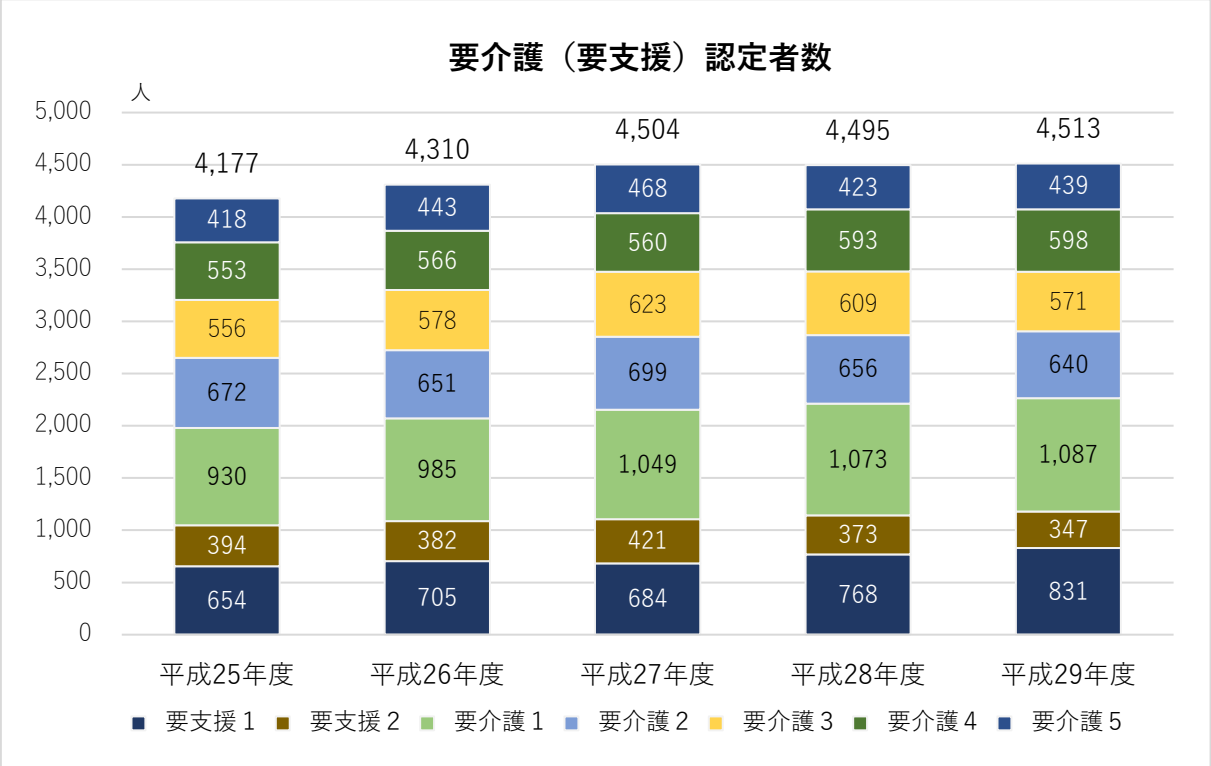

（長寿介護課調べ）

(3)　障がい者数

障がい者手帳を所持している人は、平成30年３月末日現在4,662人で、人口の5.0%となっています。内訳は、身体障害者手帳所持者3,170人、療育手帳（知的障がい者のための手帳）所持者762人、精神障害者保健福祉手帳所持者730人でした。

総数は前年同期と比べ52人減少していますが、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しています。

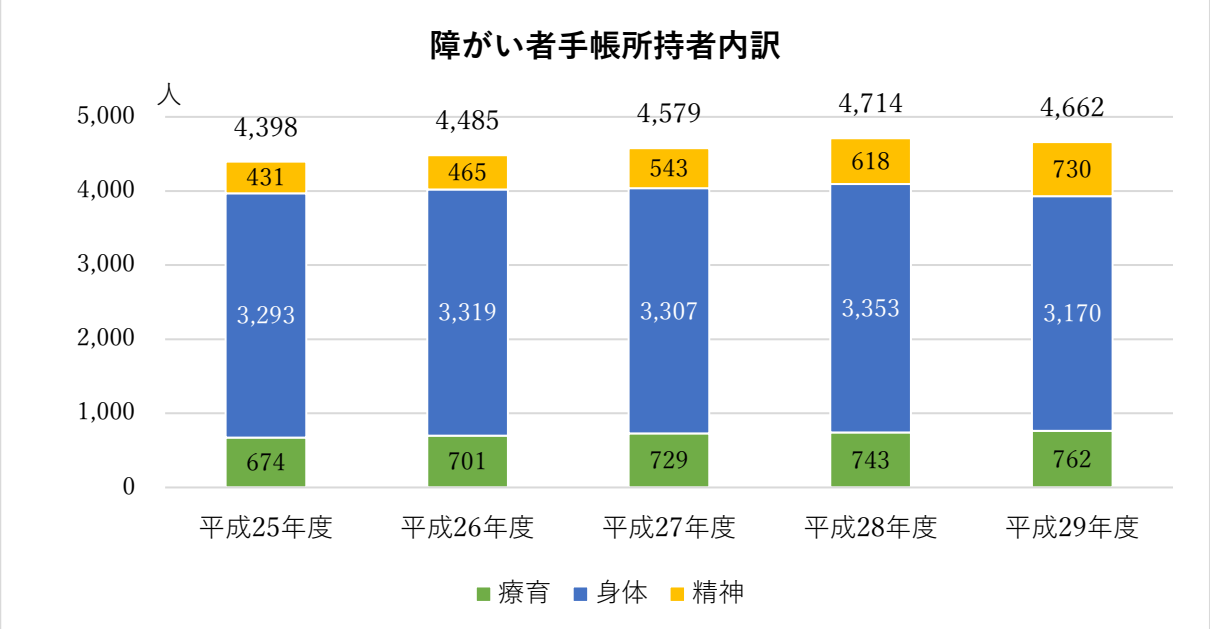

（福祉課調べ）

⑷　子育て世代の状況

平成29年度の就学前児童数は4,547人と、平成25年度から450人以上減少しています。また、平成29年度の出生数は673人であり、平成27年度から前年を下回る状況が続いています。

ひとり親世帯に対する支援である児童扶養手当は、平成29年度の受給者が733人、対象となる児童数は1,035人でした。

また、児童相談については、平成29年度新規に22件を受け、継続ケース64件と合わせて対応を行っています。

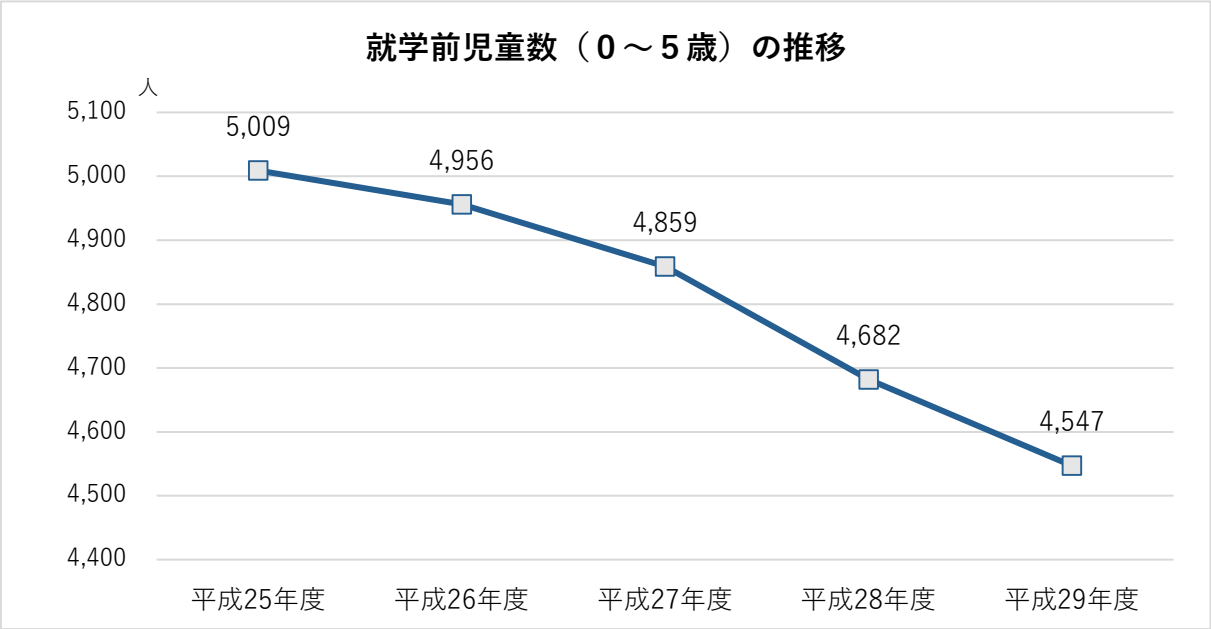

（学校教育課調べ）

⑸　生活保護受給者数

生活保護は、何らかの事情により真に生活に困窮した場合に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的とした制度です。平成29年度の生活保護の状況は、被保護世帯565世帯、被保護人員741人で、横ばいになっています。人口1,000人当たりの被保護人員を表す保護率では、全国や岩手県の平均を下回っています。

⑹　自殺者数

本市の平成29年の自殺者数は19人となっています。平成29年の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は全国では16.5で、岩手県は20.7と４番目に高く、本市は20.4で県内32市町村のうち17番目に位置しています。（数値は「地域における自殺の基礎資料（内閣府）」による。）

(7)　避難行動要支援者[3]*の動向

本市では平成20年度に避難行動要支援者（旧：災害時要援護者）の登録事業を開始しました。情報提供同意者名簿への登録者数は年々増加し、平成20年度の370人から、平成29年度には1,149人となっています。なお、平成27年度にこれまでの民生委員を通じた登録から、対象者に同意の有無を問う方式に変更したため、登録者が急増しています。

要支援者の日頃の見守りや避難行動を支援する地域支援者がいる割合は、登録方式が変わったことで減少し、平成29年度時点で38%となっています。

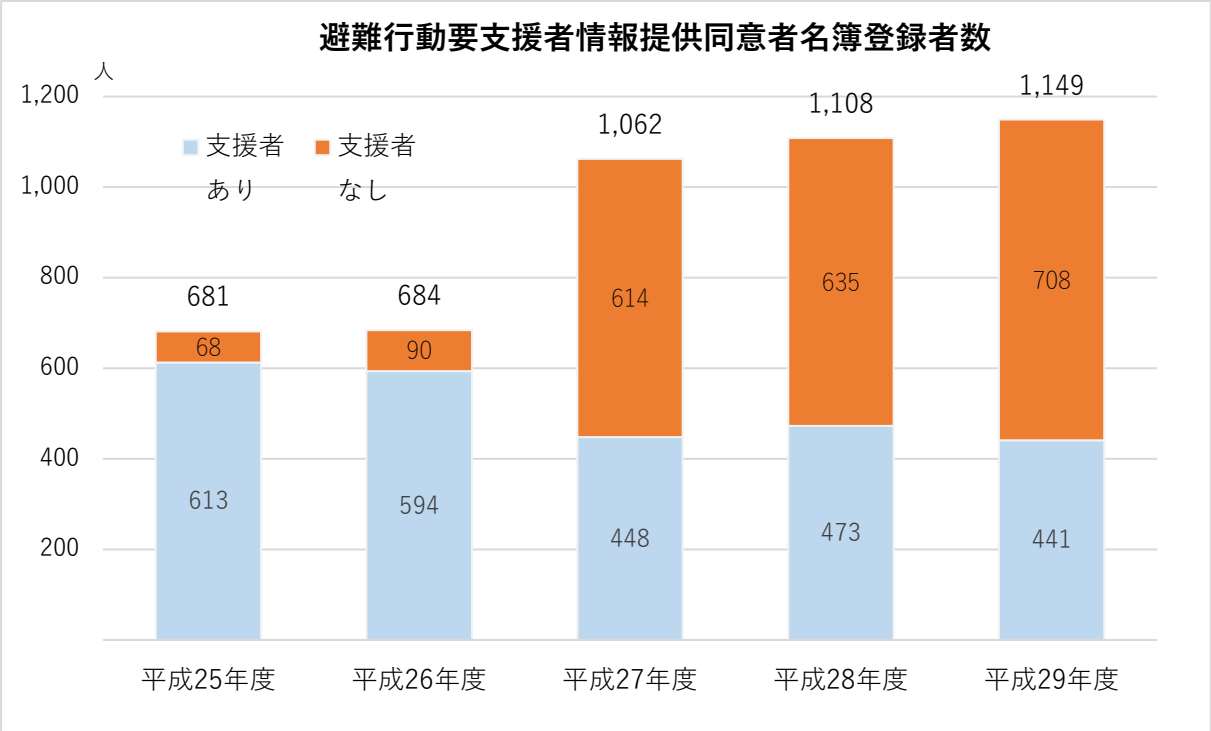

（福祉課調べ）

(8)　複合的な課題への対応

平成27年4月から生活困窮者自立支援制度[4]*が始まり、生活に困りごとや不安を抱えている人への相談体制が強化されました。相談者数は年々増加し、ニーズの高さがうかがえます。「暮らしの自立支援センター　きたかみ」における平成29年度の相談内容を見ると、「収入や生活費」や「仕事探し、就職について」の割合が高くなっていますが、その他にも「家族関係・人間関係」の相談も多く、経済的な課題だけでなく、様々な分野にわたっての相談を受け付けています。

---

[3] 避難行動要支援者　災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、避難するためになんらかの支援が必要な方のことです。本人からの同意を得て、避難支援等関係者（消防組合、消防団、警察署、社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員・児童委員）へ名簿を提供し、平常時から見守りなどを実施し災害時に備えた取組を進めています。

[4] 生活困窮者自立支援制度　「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」を対象に、困りごとに関わる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習など、様々な面で包括的・早期的に支援をするものです。

市民からの様々な相談を受け付ける場所として、市役所本庁舎に市民相談窓口を設けています。平成29年度には様々な分野の相談を595件受け付け、関係部署や専門機関と連携しながら対応しています。

また、市内に5カ所ある地域包括支援センター[5]*では主に高齢者に関する相談を受け付けています。平成29年度には5カ所で合計4,385件の相談に対応しています。

寄せられる相談には、複合的な対応が必要なケースが少なくありません。これらの課題を解決するため、地域ケア会議等による多職種の連携を進めています。平成29年度には高齢者の課題に対する地域ケア会議を14回開催し、延べ162人が参加しています。また、障がい者についてのケア会議は98回開催されています。

また、住民の身近な相談役として民生委員・児童委員[6]*がいます。平成29年度には市内の民生委員・児童委員全体で6,945件の相談を受け付けました。内容は「日常的な支援」が最も多く、子どもから高齢者まで幅広い分野の相談に対応し、行政や専門機関への橋渡し役を果たしています。

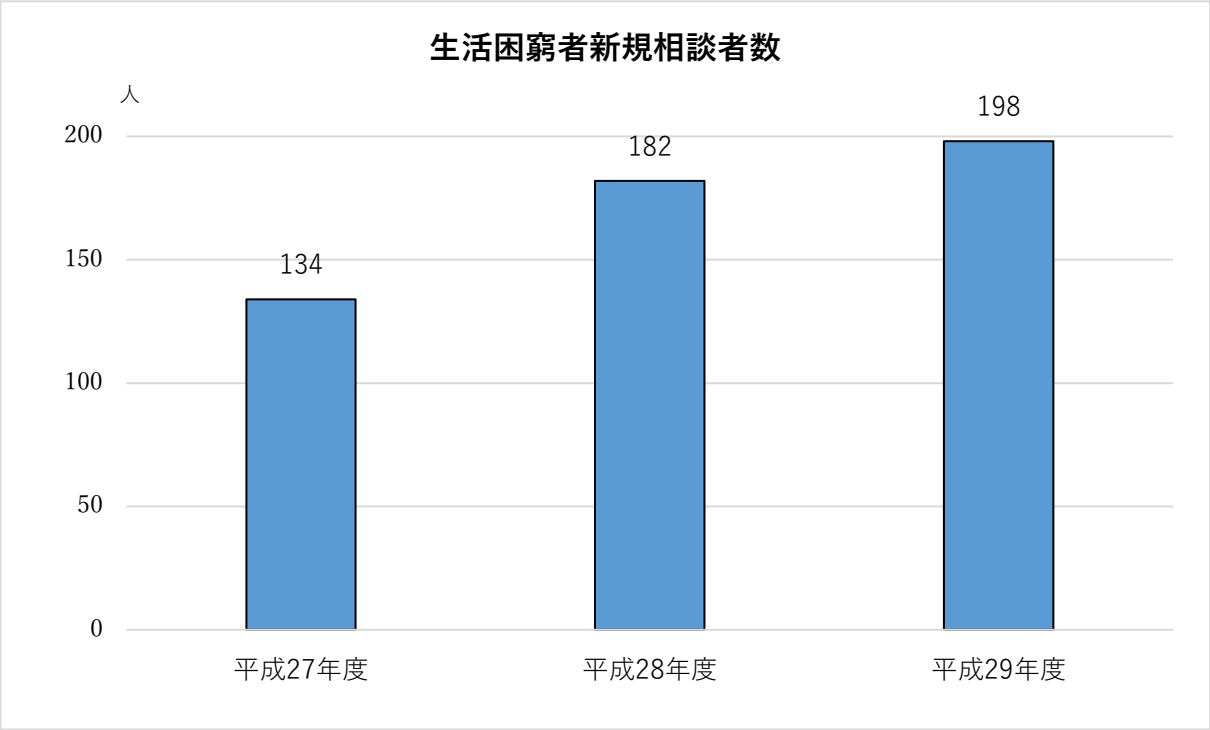

（北上市社会福祉協議会調べ）

[5] 地域包括支援センター　地域で暮らす高齢者を、介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的に支援するための相談窓口です。

[6] 民生委員・児童委員　厚生労働大臣の委嘱を受けて、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じたり、必要な支援を行ったりするなど、地域社会の福祉向上に努めるボランティアです。各市町村の区域に置かれ、担当区域の地域福祉活動のつなぎ役として活動します。

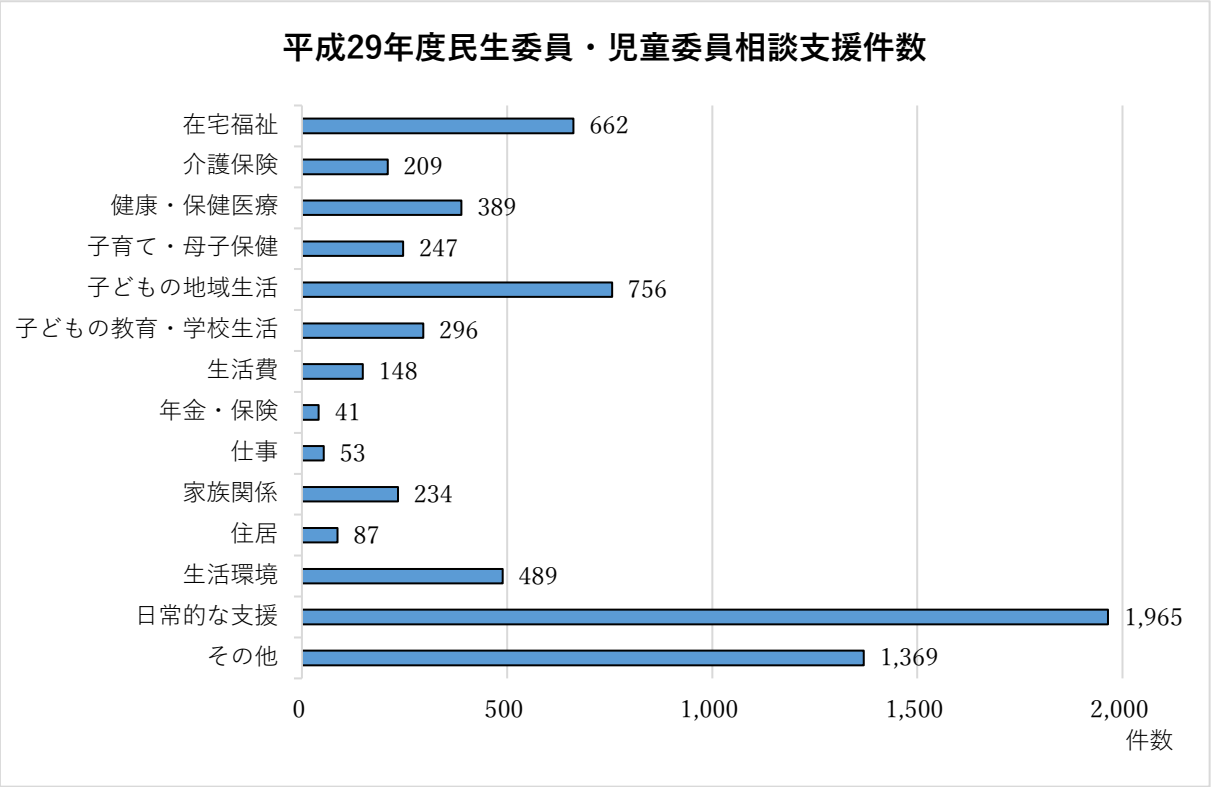

（福祉課調べ）

２　市民の地域福祉についての意識

○住み慣れた地域への期待

地域福祉に関する市民アンケートでは、現在住んでいる地域が暮らしやすいほうだと感じる人が72%に達しました。また、今後も住み続けたいと回答した人の割合は76%であり、慣れ親しんだ場所で暮らしたいという希望の高さが表れています。

地域に期待することは安全・安心、次いで住民同士の支え合いの順に多く、次いで住民の生活マナー、若者や子どもの増加となっており、生活基盤として安定して持続的な地域社会を期待していることがわかります。

○地域福祉活動への意欲

地域福祉に関する市民アンケートによると、地域福祉活動へ参加したことがあると回答した人は69%であり、多くの人が何らかの活動に参加しています。一方で参加していないと答えた人の割合も29%あり、理由としては「忙しさ」「活動がわからない」などが挙げられています。

身近で困っている人への支援としては、「見守りや声かけ」、「話し相手」、「緊急時の対応」ができると回答した人が多く、地域の中で自分にできることがあるという意欲が表れています。

○災害への備えに対する意識

地域福祉に関する市民アンケートの結果では、災害時に地域住民が支え合う仕組みが必要だと回答した人が83%いました。また、隣近所の災害弱者にどのような支援が必要かという質問に対しては、避難誘導または避難情報の周知が可能と答えた人が78%にのぼり、災害時の共助の重要性が浸透していることがわかります。

その一方で、災害時に配慮が必要な人が地域にいることを知っている人は28%にとどまっており、住民同士のつながりは希薄さが表れています。

○相談場所の必要性

地域住民に身近な相談先として、民生委員・児童委員や福祉協力員[7*]が活動しています。しかし、地域福祉に関する市民アンケートによると、民生委員・児童委員という言葉を知っている人は多いものの、地域の民生委員・児童委員が誰か知っていると答えた人は47%でした。民生委員・児童委員や福祉協力員は地域で重要な役割を果たしており、認知度のさらなる向上が望まれます。

多くの人が日常生活の困りごとを家族や友人に相談しており、行政や専門機関を利用すると答えた人はごく少数にとどまっています。しかし、行政や専門機関が交流センターなど身近な場所に出向いて行う相談に対しては40%が必要だと回答しており、気軽に相談できる場所の必要性の高さが示されています。

○ボランティア活動への関心

ボランティア活動を希望する人の受入先として、社会福祉協議会で実施している北上市社会福祉協議会ボランティア活動センター（以下　ボランティア活動センター）があります。平成29年度は141人の登録がありました。

地域福祉に関する市民アンケートでは、ボランティア活動に参加していると回答した人の割合は20%でした。一方で参加の意欲はありながらも、実際には参加していない人が49%いました。仕事や家事の忙しさのほか、参加する方法がわからないという回答も高い傾向にありました。

○自治組織及びＮＰＯ[8*]法人の活動

北上市地域づくり組織条例に定められた16地区の自治組織が、それぞれの地区で策定した地域計画（平成23年度から平成32年度）に基づき、地域課題の解決に取り組んでいます。また、ＮＰＯ法人の認証数は、平成30年３月末日現在で26団体となり、着実に増加しています。

---

[7] 福祉協力員　社会福祉協議会が委嘱し、民生委員・児童委員と協力しながら、地域の中で支援を必要とする方や家族に対し、見守り活動や訪問活動を中心とした地域福祉活動を推進する方々です。

[8] ＮＰＯ　広義では利益の再配分を行わない組織団体をいい、狭義ではＮＰＯ法人（法人格を持つＮＰＯ）のことを言います。最近では、公益的な市民活動を行う民間の非営利団体の総称として使われています。（「北上市協働手順書」より）

３　第2次計画の総括

基本目標１　地域福祉を担う人づくり

認知症サポーター[9*]等の各種養成講座を受講した人数はおおむね目標値を達成しており、地域福祉を担う人材の育成は一定の成果を得ていますが、講座を受講し意欲や知識を持った人材が活躍する場がまだ十分に確保されていません。

保育園等における高齢者や障がい者との交流や地域との交流は着実に実施されています。しかし、少子化により将来の地域福祉を担う人材が不足するおそれがあることから、さらなる人材の育成・発掘とともに、住民が自主的に行う活動の立ち上げを支援することが今後の大きな課題です。

基本目標２　地域福祉を支えるネットワークづくり

水道、電気、ガス、電話等の公共サービス事業者や民間事業者との協定により、高齢者の見守り支援体制を構築し、地域住民の支えあい体制の充実を進めることができました。また、自治会等地域関係者、PTA、民生委員のほか、ケアマネージャー、社会福祉協議会などの多職種の福祉関係者が情報を共有し、地域課題を抽出・発見するための地域ケア会議への関係者の出席者数は、目標値を大幅に超えており、その活動が定着し、地域福祉の担い手の連携が促進されました。

しかし、地域の高齢者の社会参加を促進する「ふれあいデイサービス」への参加率は低下するなど、地域に存在する福祉的課題を解決するための地域資源の開発や地域のつながりの調整を行う取組は、まだ十分ではなく、事業内容の再構築が必要です。

基本目標３　充実した福祉サービスの仕組みづくり

市役所内の各課相談窓口においては、相互の良好な協力関係により、包括的な連携が行われています。また、「地域包括支援センター」が28年度から５カ所となったほか、「在宅医療介護連携支援センター」[10*]の開設や生活困窮者自立支援制度に基づく「暮らしの自立支援センターきたかみ」が開設され、相談支援体制が充実してきています。

一方、認知症高齢者や障がい者等の権利を保護するための成年後見制度や、地域における課題解決のための取組が進んでいない状況にあります。

---

[9] 認知症サポーター　「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症の人とどのように接していけばいいのかなどを学んだ人であり、認知症を理解した応援者です。

[10] 在宅医療介護連携支援センター　医療と介護の連携拠点として、医療と介護関係者の相談・情報共有の窓口の機能を持ち、個別の高齢者に対する支援から地域全体の課題解決まで、医療と介護が一体的に提供される環境整備に取り組む機関です。

基本目標４　暮らしやすい地域環境づくり

避難行動要支援者情報提供同意者名簿への登録者数は大幅に増加した一方で、地域支援者の確保が課題として挙げられます。地域での実態把握を進め、実際に災害が起こった時に実効性のある避難支援体制を構築する必要があります。

生活の維持のための交通手段の確保については、地域に適正な規模の交通を導入する支援や、バスやタクシー利用の助成を行っています。